



# 策定資料

第5次 御代田町長期振興計画  
—後期基本計画—

# 御代田町長期振興計画審議会条例

昭和50年12月23日  
条例第28号

改正 平成16年3月24日条例第6号

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4の規定に基づき、御代田町長期振興計画審議会の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

**第2条** 御代田町の長期振興計画に関する必要事項を調査審議するため御代田町長期振興計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

**第3条** 審議会は、町長の諮問に応じ、御代田町長期振興計画に関する事項について調査審議するものとする。

(組織)

**第4条** 審議会は10名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 民間諸団体の代表者
- (3) 識見を有するもの
- (4) その他町長が必要と認めるもの

(任期)

**第5条** 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第6条** 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理し審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第7条** 審議会は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。

(幹事及び書記)

**第8条** 審議会に幹事及び書記若干名を置き、町職員のうちから町長が任命する。

- 2 幹事及び書記は、会長の命を受けて事務に従事する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年3月24日条例第6号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

## 御代田町長期振興計画策定に関する要綱

平成元年4月21日

訓 令 第 3 号

改正 平成18年3月15日訓令第1号 平成19年3月26日訓令第8号

(目的)

**第1条** この要綱は、御代田町長期振興計画（以下「長期振興計画」という。）を策定するための組織及び運営に関する必要な事項を定め、もって長期振興計画策定事務の円滑な推進を図ることを目的とする。

(企画会議等の設置)

**第2条** 前条の目的を達成するため、次の機関及び係を置く。

- (1) 企画会議
- (2) 長期振興計画策定委員会
- (3) 長期振興計画策定委員会専門部会
- (4) 長期振興計画策定主任

(企画会議)

**第3条** 企画会議は、次の職にある者をもって組織する。

- (1) 常勤特別職
  - (2) 総務課長、企画財政課長
- 2 企画会議は、町長が主宰する。
  - 3 町長が事故ある時は、副町長がその職務を代理する。
  - 4 企画会議は、次の各号に掲げる事務を処理する。
    - (1) 長期振興計画の原案の調査、審議及び決定に関すること。
    - (2) 部門別計画原案の総合調整に関すること。
    - (3) その他長期振興計画原案の策定に関し、特に必要と認めること。

(長期振興計画策定委員会)

**第4条** 長期振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）は委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副町長を、副委員長は企画財政課長をもって充て委員は次の職にある者のうちから町長が任命する。

- (1) 課（局）長
- (2) 課長補佐
- (3) 係長
- (4) 主査・副主査

3 委員会は、委員長が主宰する。

4 委員長に事故ある時は、副委員長がその職務を代理する。

5 委員会は、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 長期振興計画素案の調査審議及び決定に関すること。
- (2) 部門別計画素案の調整に関すること。

6 委員長は、前項各号に掲げる事務を処理するため必要に応じ、次条に定める専門部会正副部長会議を開催することができる。

(長期振興計画策定委員会専門部会)

**第5条** 委員会にその所掌事務に係る専門的事項を分掌するため、長期振興計画策定委員会専門部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会の委員は、委員長が指名する。

3 部会に部長及び副部長を置き、委員長が指名する。

4 部会は、部長が主宰する。

5 部長に事故あるときは、副部長がその職務を代理する。

6 部会は部門別計画素案を策定し委員会に報告する。

(長期振興計画策定主任)

**第6条** 各課等に長期振興計画策定主任（以下「策定主任」という。）各1名を置く。

2 策定主任は各課等の長が、所属課の委員のうちから委員長の承認を得て指名する。

3 策定主任は、所属課等の長の指揮監督を受け、当該課等の所掌事務に関する長期振興計画について、資料の収集及び整理並びに計画素々案の企画立案等の事務を主任として処理する。

(企画会議の運営)

**第7条** 町長は、必要の都度企画会議を招集する。

2 町長は、必要と認めるときは、第3条第1項に規定する以外の職員の出席を求めて意見を聞くことができる。

を聞くことができる。

(委員会の運営)

**第8条** 前条の規定は委員会の運営について準用する。この場合において同条中「町長」とあるのは「委員長」と「企画会議」とあるのは「委員会」と「第3条第1項」とあるのは「第4条第1項」と読み替えるものとする。

(部会の運営)

**第9条** 第7条の規定は部会の運営について準用する。この場合において同条中「町長」とあるのは「部長」と「企画会議」とあるのは「部会」と「第3条第1項に規定する」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

**第10条** 長期振興計画策定に関する庶務は、企画財政課において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(従前の規定の廃止)

2 御代田町長期振興計画策定委員会設置要綱（昭和50年訓令第5号）は、廃止する。

附 則（平成18年3月15日訓令第1号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月26日訓令第8号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

## 第5次御代田町長期振興計画 審議会委員名簿

	氏名
会長	井田 理恵
副会長	柳沢 充夫
委員	池田 るみ
委員	山本 今朝和
委員	大井 壽尚
委員	山口 智之
委員	柏木 昭憲
委員	白井 佳代子
委員	篠原 忠雄
委員	西村 史子

(順不同)

## 第5次御代田町長期振興計画 審議会開催経過

開催期日	審議内容
令和3年2月3日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●委員の委嘱</li> <li>●会長・副会長の互選</li> <li>●町長からの諮問</li> <li>●基本構想の説明・審議</li> <li>●基本計画 第1章 「人と自然が共生し安全で快適なまちをつくれます」の説明・審議</li> </ul>
令和3年2月5日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●基本計画 第2章 「町民誰もが希望と安心の持てるまちをつくれます」</li> <li>第3章 「次代・郷土を担う人を育み文化のかおるまちをつくれます」の説明・審議</li> </ul>
令和3年2月9日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●基本計画 第4章 「個性あふれ競争力ある産業振興のまちをつくれます」</li> <li>第5章 「町民自治と効率的な行政運営のまちをつくれます」の説明・審議</li> </ul>
令和3年2月12日(金)	●答申内容の審議
令和3年2月16日(火)	●町長へ答申

## 諮 問 書

2 御発第 4452 号  
令和 3 年 2 月 3 日

御代田町長期振興計画審議会 会長殿

御代田町長 小 園 拓 志

### 第 5 次 御代田町長期振興計画 (原案) について (諮問)

御代田町長期振興計画審議会条例第 3 条の規定により、第 5 次長期振興計画 (原案) について、調査審議を求めため貴審議会に諮問します。

## 答 申 書

2 御長振審第 2 号  
令和 3 年 2 月 16 日

御代田町長 小園 拓志 様

御代田町長期振興計画審議会  
会 長 井 田 理 恵

### 第 5 次御代田町長期振興計画 (基本構想・基本計画) について (答申)

令和 3 年 2 月 3 日付け 2 御発第 4452 号をもって貴職から諮問がありましたことについて、当審議会において慎重審議を重ねた結果、原案が適当であると結論を得たので、下記のとおり意見を付して答申します。

なお、答申にあたり、御代田町が町民とともに基本構想に示す「まちづくりの考え方」のもと、将来都市像である「歴史と伝統を守り 真の自立を目指す 文化・高原公園都市 御代田」の実現に向け、下記に掲げる点について十分配慮することを望みます。

#### 記

- 計画に柔軟性を持たせ、時代・社会情勢の変化に対応されたい。
- 真の自立を目指し、住民自治の拡充を図られたい。
- 御代田町に住みたい、住み続けたい環境整備・維持をハード・ソフト両面から図られたい。
- 行政運営の基礎となる財政基盤の確立を図られたい。
- 財政事情に配慮したうえで、「文化・高原公園都市」を目指し、計画の実施に最大の努力を図られたい。

## 意見

### 第1章 人と自然が共生し安全で快適なまちをつくりま

- 御代田町に適したコンパクトなまちづくりを検討されたい。
- 宅地や農地等の用途のエリアを明確化した土地利用を推進されたい。
- 過疎が進む地域に対する観点も踏まえ、空き家対策等を推進されたい。
- 犯罪の発生を未然に防止する環境の整備を検討されたい。

### 第2章 町民誰もが希望と安心の持てるまちをつくりま

- 障がい者グループホーム等の充実を図られたい。
- 高齢者の集いの場・通いの場への支援・充実を図られたい。
- 御代田町と社会福祉協議会との連携強化を推進されたい。
- 妊娠期からの子育てに関する相談体制・環境整備の充実を図られたい。

### 第3章 次代・郷土を担う人を育み文化のかおるまちをつくりま

- 夢サポート塾等の事業により、児童・生徒の基礎的な知識・技能習得を図られたい。
- 効果的な情報モラル教育を推進されたい。
- GIGA スクール構想、リモート学習の有効的な活用を検討されたい。
- 小さな子どもや親子の参加など町民運動会の競技の充実を図られたい。

### 第4章 個性あふれ競争力のある産業振興のまちをつくりま

- GAP 制度に関する十分な周知を図られたい。
- 農業協同組合等との連携を強化し、農業施策を推進されたい。
- 観光資源として、町民の森の有効活用を検討されたい。
- 産・学・官が連携したベンチャー企業の誘致・育成を図られたい。

### 第5章 町民自治と効率的な行政運営のまちをつくりま

- 本計画の数値目標の達成状況等の公表を検討されたい。
- 区へ加入しやすい環境を整備し、加入促進を推進されたい。
- マイナンバーカードの取得率向上を推進されたい。

## 第5次御代田町長期振興計画 —後期基本計画—

令和3年3月

発行：長野県 御代田町  
〒389-0292  
長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口1794-6  
TEL 0267-32-3112  
FAX 0267-32-3929  
URL <https://www.town.miyota.nagano.jp/>  
Eメール [kikaku@town.miyota.nagano.jp](mailto:kikaku@town.miyota.nagano.jp)

編集：御代田町 企画財政課

